

【堺市立日置荘西小学校いじめ防止基本方針】

1 家庭・学校・地域において共通理解したい「いじめ問題」に関する基本的認識

いじめ防止対策推進法（平成25年9月施行）

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（学校及び学校の教職員の責務）

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（保護者の責務等）

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指

導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

いじめ問題に関する基本的認識

1. 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつ

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行き渡らせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

2. いじめられている子どもの立場に立った親身の指導

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するように努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を常に持つ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることは早計である。

3. いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有している

いじめ問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子（家族）の会話や触れ合いの確保が重要である。

4. いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であること

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。人権教育や道徳教育、心の教育を通して一人ひとりの人権が尊重され、かけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが重要である。

5. 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取組も急務である。

「いじめの問題への取組の徹底について」

【平成18年10月 文部科学省初等中等教育局長（通知）資料】より

※具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

（これらはあくまでも一例であり、児童の実態や状況を加味して考える。）

2 学校の取り組み

I いじめに対する基本認識

すべて教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。
- (5) いじめと認められる行為があった場合は、学級だけではなく学校全体の問題として組織的に対応する。

II 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、豊かな心の育成に努める。また、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るため、子どもの思いをしっかりと聞く姿勢を持ち思いを受け止めるとともに、スクールカウンセラー等も活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 子ども理解などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 一人ひとりを大切にしたい授業づくり・学級づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。

III 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。（アンケート調査、生活ノート、個別面談等）
- (2) 子どもの行動を注視する。（いじめ防止チェックリスト等）
- (3) 教職員間での情報共有。（いじめ情報の早急な報連相、職員会議等での定期的な報連相）
- (4) 保護者と情報を共有する。（連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議等）
- (5) 地域と定期的に連携する。（地域行事への参加、関係機関との情報共有等）

IV 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
（ききとりは複数の教員で行う）
- (3) 事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した（少なくとも3か月の期間いじめられた子どもに対する心理的又は物理的な

影響を受ける行為が止んでいることと心身の苦痛を感じていないと認められること）後も、保護者と継続的な連絡を行う。

(7) 必要に応じて、市が設置しているサポートチームの活用を図る。

V アンケート調査の実施

いじめアンケート等を年間で基本的に、学期に1回の計3回実施する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、いじめアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

VI「校内いじめ対策委員会」の設置及び校内研修の実施

生徒指導主任主導のもと、校長・教頭・教務主任・養護教諭・当該学年・支援主担・特別支援コーディネーター、及び、必要に応じてスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等の関係者を構成員として「校内いじめ対策委員会」を設置する。

本委員会において、いじめ防止にむけた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

【いじめに対する処置】

- (1) いじめを発見・通報を受けた職員は「校内いじめ対策委員会」に直ちに情報を報告する。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴きとるなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) いじめ問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。
また、いじめ問題への対応として「いじめ」等をテーマとした校内研修を夏季研修に位置付け実施する。
- (5) 重大事態への対処について、重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、教育委員会が調査機関として、事実確認等、徹底した調査に努め、調査結果についても、教育委員会に迅速に報告する。

VII ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、メール等を利用したいじめなどトラブルが急増している。大人の目に触れにくく、発見しにくい面がみられるが、関係諸機関を利用し未然防止・トラブル解消に取り組む。

- (1) 小学校4年生を対象にネットいじめプログラムを開催し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。保護者についてもこれらについての理解を求める。
- (2) 子どもが悩みを抱え込まないように、法務局又は地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- (3) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する処置を取る。

VIII いじめ防止対策における留意事項

- (1) いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止める。
- (2) いじめを知らせてきた児童の安全は十分に確保する。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、

特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による処置も含め、毅然とした対応をする。

- (4) 傍観者への対応として、いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
たとえ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持たせる指導を行う。
- (5) 観衆への対応として、いじめをはやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

3 緊急対応における基本的な手順について

(1) 解決に向けて役割の分担、組織での取り組み

「いじめは人間として絶対に許すことはできない」という態度で職員全員が指導に当たる。
また、教育委員会（生徒指導課）への迅速な報告。

(2) 被害児童の安全確保・心のケア

被害児童には、「自分は、先生や友達に守られている」という安心感を与え、職員全体で今までの辛かった気持ちを共感的に受け止め、登下校時、休み時間、清掃時間など常に安全確保に努める。

(3) 加害児童への指導

加害児童には、人格を否定しないように配慮しながらも言い分をしっかりと聞き、自分のいじめ行為について考えさせ、被害児童の辛かった気持ちに気づかせるように指導する。

(4) 観衆・傍観者への指導と仲裁者の育成

いじめには、「被害者」「加害者」の関係だけでなく、観衆（はやしたてたり、おもしろがったりしている）・傍観者（見て見ぬふりをする）を加えた構造がある。いじめの継続や深刻化に、「観衆」や「傍観者」の存在が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを黙認し、結果的にいじめを促進してしまうことになる。いじめを防止するには、「加害者」だけでなく、「観衆」「傍観者」を作らないことをめざすことが大切である。それと同時に、教室全体にいじめを許さない雰囲気を作り、「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営をめざすようにする。

(5) いじめの事実関係の把握

被害児童・加害児童の言い分を十分に聞き、それぞれの言い分に違いがあれば、再度事実確認の聞き取りをする。

(6) 被害児童・加害児童の保護者へ報告及び、謝罪

事実関係が整理できた時点で、別々に保護者を学校に呼び、管理職の立会いのもとで報告し、今後の解決に向けての取り組みを伝える。

必要に応じて、保護者を含めた謝罪の場の設定や学級や学年、学校保護者会の開催をする。

(7) 加害児童への指導

いじめ行為の反省（絶対に悪いということ、原因の追究、今後の改善策）及び、被害児童への謝罪、再発の防止を考えさせ、指導する。

(8) 警察や関係機関との連携や出席停止

暴力や恐喝などの犯罪行為に当たるようないじめや、指導後もいじめを繰り返すような場合は、保護者の了解のもと、一定期間、他の児童と異なる場所での個別指導を行う。また、教育委員会（生徒指導課）との相談のもと、出席停止を含む措置を検討したり、警察や堺市子ども相談所などの関係機関の協力を求めたりする。

(9) 被害児童への支援

全職員で被害児童が安心して学校生活を送ることができるように絶えず（少なくとも3か月間）見守っていく。また、保護者との連携をとり、被害児童を支援していく。

(10) 加害児童への支援及び再発の予防

いじめが再発しないように、加害児童の学校生活を見守ると共に声かけをする。また、保護者と

の連携もとり、加害児童を支援していく。学級・学年全体でいじめについて定期的に話し合い、「いじめは、人間として絶対に許されない」という人権尊重の意識を徹底させる指導を行い、保護者や地域に伝えていく。